重要事項説明書

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年省令第37号)第4条第1項の規定に基づき、当事業者があなた様に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 地域包括支援センター(事業所)の概要

1	事業所名	御殿山地域包括支援センター
2	所在地	兵庫県宝塚市御殿山2丁目31番17号
3	連絡先	(電話) 0797-83-1336 (FAX) 0797-83-1337
	运用	(管理者名) 野木 淑加
4	管理者連絡先	(電話) 0797-83-1336 (FAX) 0797-83-1337
	☆***□	月曜日から土曜日まで。
(5)	営業日	ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除きます。
6	営業時間	午前 9時から午後 5時30分 まで
		旭町1丁目、泉が丘、川面、清荒神、御殿山、栄町、桜が丘、
		すみれガ丘、中山壮園、中山寺3丁目4~6、米谷(1丁目13~
7	サービス提供区域	14、21~40を除く)、宮の町、武庫川町、売布、売布ガ丘、
		売布きよしガ丘、売布東の町、売布山手町、切畑字長尾山11~
		13番地、大字川面、大字米谷、売布自由ガ丘

2 地域包括支援センターの相談窓口

① サービス名	介護予防支援・第1号介護予防支援事業によるケアマネジメント
② 連絡先	(電話) 0797-83-1336

3 提供する介護予防ケアマネジメントの種類

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントA / 介護予防ケアマネジメントB

種 別	説明	
	原則的なケアマネジメントで、利用する介護予防サービスの一	
 介護予防支援·介護予防	部に、介護予防給付のサービスを含む場合は介護予防支援、介	
ケアマネジメントA	護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス又は通所型	
	サービスを含み、かつ、介護予防給付のサービスを含まない	
	場合を介護予防ケアマネジメントAといいます。	
介護予防ケアマネジメ	サービス担当者会議の開催頻度やモニタリングの実施頻度等が	
ントB	一部緩和された簡略化ケアマネジメントです。	

4 指定居宅介護支援事業所への介護予防ケアマネジメントの業務の委託

委託あり / 委託なし

※ 「委託あり」の場合

1	受託事業所名	
2	連絡先	(電話)

5 地域包括支援センターを経営する法人の概要

1	法人名	一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社
2	所在地	兵庫県宝塚市小浜4丁目5番6号
3	連絡先(代表)	(電話) 0797-86-9194
4	法人種別	一般財団法人

6 地域包括支援センターの従業員

職種	人数	備考
① 管理者	1人	常勤(兼務)
② 保健師·看護師	1人以上	常勤・非常勤
③ 社会福祉士	1人以上	常勤
④ 主任介護支援専門員	1人以上	常勤
⑤ 介護支援専門員	1人以上	常勤・非常勤
⑥ 事務員	1人以上	非常勤

7 契約の目的・運営方針

(1) 契約の目的

ア 介護予防ケアマネジメント利用契約は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、介護予防のためのサービス(以下「介護予防サービス」という。)が総合的かつ効率的に提供されるよう、介護予防ケアプランを作成し、及び当該介護予防ケアプランに基づいて適切な介護予防支援又は第1号介護予防支援事業によるケアマネジメント(以下「介護予防ケアマネジメント」といいます。)が提供されることを目指します。

イ この契約において、介護予防ケアプランとは、次の2つのケアプランの総称として使用 します。

種 別	説明	
介護予防サービス計画(介	利用者が利用する介護予防サービスの一部に、介護予防給付	
護予防給付)	のサービス (要支援者の方を対象とする介護保険のサービス)	
渡 / 例/和刊 /	を含む場合に実施する介護予防ケアプランをいいます。	
第1号介護予防支援計画	利用者が利用する介護予防サービスの一部に、介護予防・日	
(介護予防・日常生活支援	常生活支援総合事業の訪問型サービス又は通所型サービスを	
総合事業)	含み、かつ、介護予防給付のサービスを含まない場合に実施	
	する介護予防ケアプランをいいます。	

(2) 運営方針

- ① 介護保険法その他の法令を遵守し、公正中立な立場で、介護予防ケアマネジメント(介護予防ケアプランの作成・変更、事業者との連絡調整、相談、説明等のサービス)を提供します。
- ② 利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防ケアプランを作成します。
- ③ 地域における介護予防サービス事業者や介護保険以外のサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

8 提供する介護予防ケアマネジメントの内容と料金

内 容	提供方法	
介護予防ケアプラ	① 利用者の居宅を訪問し、利用者の状況を確認し、利用者とご家族の解決す	
ンの作成 べき問題を把握します。		
	② 居宅の周辺地域の介護予防サービス事業者等や介護保険以外のサービス	
	事業者が提供しているサービスに関する情報について、利用者へ適正に提供	
	し、利用者にサービスの選択を求めます。	
	③ 現在の状況と課題、本人・家族の意向、課題に対する目標と具体策、利用	
	するサービスなどを記載した介護予防ケアプランを作成し、これを交付します。	
	④ 利用者が介護予防ケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防	
	サービスの変更が必要と判断した場合は、利用者との合意により介護予防サ	
	ービスの変更を行います。	
介護予防サービス	介護予防ケアプランの目標に沿ってサービスが提供されるよう、介護予防	
事業者等との連絡	サービス事業者等との連絡調整を行います。	
調整		
サービスの実施状	① 利用者及びその家族と定期的に連絡をとり、サービスの実施状況の把握	
況の把握、介護予	に努めます。	
防ケアプラン等の	② 利用者の状況について定期的に再評価を行い、利用者の申し出又は状態	
評価	の変化等に応じて介護予防ケアプランの評価、変更等を行います。	

給付管理	介護予防ケアプランの作成後、当該ケアプランに基づき、支給限度額の 範囲内で介護予防サービスが利用されるよう給付管理を行います。		
医療との連携、主	介護予防ケアプランの作成時(又は変更時)やサービスの利用時に必要な		
治医への連絡	場合は、利用者の同意を得たうえ、関係する医療機関や利用者の主治医と		
	連携を図ります。		
要介護認定等にか	① 利用者の意志を踏まえ、要介護認定又は要支援認定(以下「要介護認定		
かる申請の援助	等」という。)の申請に必要な協力を行います。		
	② 利用者の要支援認定の有効期間満了の60日前には、認定更新の申請、		
	又は事業対象者への移行に必要な協力を行います。		
サービス提供記録	利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供に関する記録を整備し、		
等	その完結の日から5年間保存します。利用者は、サービス提供の実施記録		
	を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。ただし、複写の実費を		
	請求する場合があります。		
訪問回数の目安	利用者の居宅を訪問し、状況の把握を行います。訪問回数の目安は提供する		
	介護予防ケアマネジメントにより異なります。		
	介護予防支援・介護予 概ね3か月に1回程度訪問し、状況の把握を		
	防ケアマネジメントA 行います。		
	介護予防ケアマネジメ 必要に応じて訪問し、状況の把握を行います。		
	ントB		
相談·説明	介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。		

9 サービスの利用者負担・利用料

(1) サービスの利用者負担 介護予防ケアマネジメントの利用者負担は、無料です。

(2) サービスの利用料

ア 利用者の介護保険料に滞納等がある場合、利用者は、いったん事業者報酬の一部を立て 替えることとなり、次の料金を負担いただくことがあります。この場合において、当地域 包括支援センターからサービス提供証明書を発行します。

【介護予防支援・介護予防ケアマネジメントA】

要支援1・2・事業対象者	4,884円(1か月)	合計8,199円
初回加算	3,315円(1か月)	про, 1995

【介護予防ケアマネジメントB】

要支援1・2・事業対象者	3,668円(1か月)	合計6,983円
初回加算	3,315円(1か月)	台計6,983円

○指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限っては、 委託連携加算として3,315円が追加となります。

イ 市役所の介護保険担当課の窓口へサービス提供証明書を提出されますと、後日、払戻し となる場合があります。また、滞納期間により、サービス費用の全額が利用者のご負担と なる場合があります。

10 業務の委託

地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントの業務の一部を次のとおり指定居宅 介護支援事業所に委託する場合があります。ただし、介護予防ケアプランの作成を委託する事 業所等については、利用者と協議したうえで決定します。

(委託する業務の内容)

- ① 介護予防ケアプランの作成・交付 ② 介護予防サービス事業者等との連絡調整
- ③ サービス担当者会議の開催 ④サービスの実施状況の把握、介護予防ケアプランの評価

11 契約の終了・自動更新

(1) 契約の終了・自動更新の関係

契約の期間は、要支援認定の有効期間又は事業対象者に係る資格の有効期間の満了日でいったん終了します。ただし、その満了日の7日前までに、利用者から契約を更新しない旨の申し出がない場合、この契約は、新たな要支援認定の有効期間又は事業対象者に係る資格の有効期間の満了日まで自動的に延長されるものとし、その後も同様とします。

(2) 契約の終了

- ① この契約は、次のいずれかに該当する場合に終了します。
 - ア 契約期間の満了日の7日前までに、利用者から契約を更新しない旨の申し出があ り、契約期間が満了した場合
 - イ 1か月以上の予告期間を設けることにより、利用者から解約の意思表示がなされ、 その予告期間が満了した場合
 - ウ 1か月以上の予告期間を設けることにより、事業者から解約の意思表示がなされ、その予告期間が満了した場合
 - エ 利用者が介護保険施設等に入所した場合
 - オ 利用者が要介護若しくは自立の認定を受けた場合又は事業対象者に係る基準に 該当しなくなった場合
 - カ利用者が死亡した場合
- ② この契約は、次のいずれかに該当する場合に終了したものとみなします。
 - ア 利用者が、身体の状態の変化等により介護保険のサービス(介護予防給付の サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業のサービスをいいます。以下 同じです。)の利用を必要としなくなったため、当該介護保険のサービスを 利用しない状態で3か月を経過した場合
 - イ 利用者が、ア以外の理由により介護保険のサービスを利用しない状態で3か月 を経過した場合(当該利用者が地域包括支援センターに対しあらかじめ入院その 他やむを得ない理由により介護保険のサービスを利用しない旨の連絡をしたとき を除きます。)
- ③ 前号のア又はイの場合において、この契約の終了日は、介護保険のサービスを利用しない状態の日の初日から起算して3か月を経過する日とします。
- ④ 地域包括支援センターは、前2号の規定により契約が終了した場合において、 利用者から介護保険のサービスを再度利用したい旨の申し出があったときは、当該 申し出による相談に応じます。

12 契約期間の途中における契約の解約

- (1) 利用者からの解約
 - ① この契約は、契約期間中であっても、利用者から解約を希望する1か月以上前までに お申し出いただければ解約することができます。この場合、解約料の支払いは必要あり ません。
 - 利用者が直ちに解約することを希望される場合は、解約料をいただく場合があります。
 - ② 次に掲げる場合は、利用者からの申し出により、この契約をいつでも解約することができます。
 - ア 地域包括支援センターが、正当な理由がなく、介護予防ケアマネジメントの提供を 怠った場合
 - イ 地域包括支援センターが、守秘義務に違反した場合
 - ウ 地域包括支援センターが、事業を継続することが困難となった場合

(2) 地域包括支援センターからの契約の解約

地域包括支援センターは、利用者が当該地域包括支援センターとの信頼関係を損なう行為をなし、再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、この契約の目的を達することが著しく困難である場合は、文書により1か月以上の予告期間を設けることにより、この契約を解約することができます。

13 サービスの選択に係る説明

地域包括支援センター(業務の一部を委託した場合は、指定居宅介護支援事業所)は、 利用者がサービスを選択できるようにするため、介護予防ケアマネジメントの提供を開始 するに際し、あらかじめ、次に掲げる事項の説明を行い、利用者の理解を得るようにしま す。

- ① 利用者は、指定事業者(指定介護予防サービス事業者又は介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者をいいます。以下同じです。)を複数紹介するよう求めることができること。
- ② 利用者は、介護予防ケアプランに位置づけた指定事業者の選定理由の説明を求めることができること。

14 個人情報の保護

地域包括支援センターは、契約期間中はもとより、契約の終了後においても、利用者とそのご家族に関する個人情報を第三者に漏らしません。

また、当地域包括支援センターは、善良な管理者の注意をもって、利用者とそのご家族に 関する個人情報が含まれる記録物(電磁的記録を含みます。)を管理し、その処分に際して も、個人情報の漏洩の防止に努めます。

なお、地域包括支援センターが、利用者とそのご家族に関する個人情報をサービス担当者 会議等において使用する場合は、あらかじめ、所定の個人情報使用同意書に利用者の記名 押印をいただき、その内容を遵守します。

15 業務継続計画

地域包括支援センターは、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的に実施します。感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じます。

16 虐待の防止

地域包括支援センターは、虐待の未然防止、虐待等の早期発見及び迅速かつ適切な対応を実施するために、次に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果については担当職員に周知徹底します。
- ②虐待の防止のための指針を定め運用します。

17 緊急時の対応

介護予防ケアマネジメントを提供中に事故が発生した場合、利用者の体調悪化等の緊急時には、必要な措置を採るとともに、速やかに、利用者の家族及び市、医療機関等に連絡を行います。

18 損害賠償

地域包括支援センターは、利用者に賠償すべきことが発生した場合、保険により対応します。

19 サービスの苦情相談窓口

当地域包括支援センターは、提供した介護予防ケアマネジメントに苦情がある場合、又は 作成した介護予防ケアプランに基づいて提供された介護予防サービスに関する苦情の申し出 や相談があった場合、速やかに対応します。

窓口名	一般財団法人 宝塚保健福祉サービス公社	
担当者名	担当 課長	
連絡先	(電話) 0797-83-1336	
(壬/和)儿	(FAX) 0797-83-1337	

○ このほか、介護保険の相談や苦情に関し、次の相談窓口があります。

	(所在地)	宝塚市東洋町1-1
宝塚市高齢福祉課・介護保険課	(連絡先)	高齢福祉課 0797-77-2068
		介護保険課 0797-77-2136
兵庫県阪神北介護保険相談センター	(所在地)	宝塚市東洋町2-5
共庫県	(連絡先)	0797-61-5174
兵庫県国民健康保険団体連合会	(所在地)	神戸市中央区三宮町1-9-1-1801
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(連絡先)	078-332-5617

私(事業者)は、利用者が介護予防ケアマネジメントを利用する前に、上記の重要事項を説明しました。

	説	明	者	事第	美者(所属)	御殿山地域包括支援センター
				氏	名	
私(禾	训用者	者) じ	よ、事	業者が	いら上記の重	要事項の説明を確かに受けました。
令和		年		月	日	
	利	用	者	住	所	
				氏	名	
署名代行者(又は法定代理人)						
				住	所	
				利用	目者との続柄	j
				氏	名	
	立	会	人	住	所	
				氏	名	